

「36協定未届事業場に対する相談指導事業」実施中!!

- 1 全国で430万人もの労働者が週60時間以上働いている一方、脳・心臓疾患及び精神障害の労災請求件数、支給決定件数が高水準で推移しています。「働き方改革」の中核となる恒常的な長時間労働解消に向けての第一歩は、36協定を締結し、届けることにあります。すなわち、36協定の締結・届出を一般的に普及啓発広報するだけでなく、具体的な取り組みとして、無知あるいは故意による36協定の未締結・未届事業場を対象に、まずは労働条件の自主点検、次いで集団的な相談指導(個別相談にも応じる)そして個別訪問指導へと一連の流れとして有機的に展開していくことが、効果的と考えられます。
- 2 厚生労働省では、このような状況も踏まえ、全都道府県労働局の委託事業として、**36協定の未締結・未届事業場**を対象として、個別事業場の事情に応じて改善を如何に円滑かつ効果的に指導助言していくかの視点から、本委託事業を実施することとなりました。
- 3 厚生労働省大阪労働局では、入札の結果、当連合会が受託し、**約8,900事業場**を対象として、事業終了を平成31年2月末を目途として、本事業を実施することとなりました。事業の概要は下記の通りですが、対象となった事業場の皆様のご理解・協力をよろしくお願いします。



記

- 1 労働条件等整備のための自主点検表の送付
大阪労働局から提供されたデータを基に、「労働条件等整備のための自主点検表」(以下「自主点検表」と呼ぶ、別添)を発送し、その「労働条件に関する自主点検結果報告書」(以下「結果報告書」と呼ぶ、提出先:大阪労働局労働基準部監督課)を9月中に回収し(WEB 回答も可能で、厚生労働省が開設する労働条件自主点検特設サイトからの回答もできる)、結果報告書の内容を当連合会で分析し、「改善を要する」事業場か否かを見極める作業を実施する。自主点検表を提出しない事業場には、電話や文書による督促を実施する。
- 2 相談指導会の実施
 - ①自主点検の結果、改善を要する事業場や未提出事業場等を対象として、集団的な「相談指導会」(無料セミナー)を、10月から来年2月までの間、大阪府下で開催する。
 - ②セミナーを一過性で終わらせないために、テキストとして、●大阪労働局作成の「労働基準関係法令のあらまし」を要約した冊子や、●働き方改革関連法を要約した資料を用い、大阪労働局と当連合会が連携したセミナーを効果的に実施する。
 - ③講師は、元労働基準監督官等とし、労働条件の改善に関する知識や豊かな経験を踏まえ、有効な36協定がない場合の刑事罰の適用、割増賃金をめぐる民事紛争など中小企業で発生しがちな法違反の事例や働き方改革関連法の概要についても解説する。また、時間外労働等改善助成金、業務改善助成金等の活用についても案内する。
 - ④労働時間と割増賃金については、就業規則の規定ぶりにも言及し、出席者参加型の質疑応答時間を設定する。労働時間に関する理解をより深めてもらう講義時間90分、質疑応答時間30分程度として、きめ細かな集団的相談指導を実施する。開催時間等は、事業場の所在地等の属性に応じ、大阪府下(大阪市中央区の当連合会講習会場を中心として、島本町、能勢町、岬町、岸和田市でも開催)で45回開催する。
- 3 個別訪問指導の実施
 - ①自主点検結果報告書を提出しない事業場、時間的な余裕がない等で集団的な相談指導会に出席できない事業場、より詳細な指導を希望する事業場等に対し、10月から来年2月までの間、「指導員」が事業場を訪問し、指導の機会を得られる配慮をする。
 - ②「指導員」は、経験豊かな社会保険労務士や元労働基準監督官で、労働時間管理等に関する問題点があれば、「文書」により指導・助言することとしている。